

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

## 目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して実施されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

## 制度の主な内容

### 1. 「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」に向けて

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。

具体的には、4種類ある認定こども園（※1）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。

また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

（※1）：「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」という4つの種類の認定こども園があります。現在、千葉市には「地方裁量型」が1か所設置されています。

### 2. 「保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上」に向けて

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（旧保育ママ）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やすことで、待機児童を解消することが目指されています。

また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も向上させていくため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

### 3. 「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（千葉市が実施するものは「子どもルーム」）、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（千葉市が実施するものは「子育て支援館」、「地域子育て支援センター」、「子育てリラックス館）」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの充実を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う利用者支援事業（千葉市が実施するものは「子育て支援コンシェルジュ」）などの新たな取り組みによって、多様なメニューから各ご家庭のニーズに合ったサービスを選択して利用できるしくみづくりが目指されています。

### 4. 財源について

消費税率引き上げ（10%）によって確保する約0.7兆円の財源が、恒久的な財源として、この新制度に充てられます。

また、量の拡大と質の改善のためには、0.7兆円では足りず、1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力することとされています。

## **千葉市の対応**

住民にもっとも身近な存在である市町村は、新制度の実施主体として、地域の実情を反映した事業計画を策定し、それに基づいて施設やサービスを整備・実施していきます。千葉市では、平成27年4月に新制度に円滑に移行し、前述の3つの「目的」が果たされるよう、必要な準備を着実に進めていきます。

### 1. 事業計画について

新制度への移行に先立って、国が定める「基本指針」に即した千葉市の事業計画（平成27～31年度の5か年計画）を策定し、地域の実情を踏まえて、今後、どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備・実施していくかを定めます。策定期間は、平成27年3月を予定しています。

### 2. 「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査」について

事業計画の策定に向けて、平成25年10月に、0歳から11歳までの子どもの保護者の皆様に対する「ニーズ調査」を実施しました。

この調査等によって、平成27年度以降、施設やサービスをどのくらい整備・実施していく必要があるかを推計します。



## 子ども子育て支援新制度に関するQ&A

Q1：入所・入園などの手続きはどう変わるの？

保育所・認定こども園などの入所・入園を希望される場合は、千葉市に申請して保育の必要性（※）の認定（「支給認定」といいます。）を受けていただき、千葉市からは、認定結果に応じた「支給認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただけます。

保育が必要な方からの施設やサービスの利用申込みは、千葉市がお受けして、ニーズに応じた施設やサービスをご紹介します。必要に応じて、あっせんや施設に対する利用要請などを行います。具体的な手続きについては、現在、なるべく保護者の皆様にご負担がかからない方法を検討しています。

（※）新制度では、客観的な基準に基づき、以下の区分で保育の必要性の有無や必要量を認定します。

- (1) 3～5歳／保育の必要性なし
- (2) 3～5歳／保育の必要性あり
- (3) 0～2歳／保育の必要性あり

(2)(3)については、さらに、保育の必要量に応じて、「長時間利用」もしくは「短時間利用」の2種類に区分されます。

Q2：利用料金はどうなるの？

利用者の皆様にご負担いただく費用（保育料等）は、現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力（所得等）に応じて設定されますが、その詳しい内容は、現在、国で議論されているところです。

Q3：今ある「保育所」や「幼稚園」はどうなるの？

既存の「幼稚園」も「保育所」も、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営され続ける場合もあれば、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」へ移行する場合があります。

幼稚園や保育所から「認定こども園」への移行は事業者の任意とされていますが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という新制度の目的を達成するために、千葉市としても、「認定こども園」の普及を促進していきます。

Q4：いつから制度が変わるの？

平成27年4月から、新制度に基づくサービスを本格的にスタートします。  
なお、新制度には消費増税（10%）による財源が充てられます。